

掛川市条例第12号

掛川市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市部設置条例の一部を改正する条例

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 企画政策部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 地域振興及び土地対策に関すること。</u></p> <p><u>(4) 公園及び緑化推進に関すること。</u></p> <p><u>(5) 市民文化に関すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 市民協働部</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 企画政策部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>3 市民協働部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 地域振興及び土地対策に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市民文化に関すること。</u></p> <p><u>(3) スポーツに関すること。</u></p> <p><u>(4) 観光に関すること。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>

<p><u>5</u> 環境経済部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>環境衛生に関すること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>商業、工業、労政及び観光に関すること。</u></p>	<p><u>6</u> 環境経済部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>商業、工業及び労政に関すること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>環境衛生に関すること。</u></p>
<p><u>6</u> 都市建設部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p><u>7</u> 都市建設部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 公園及び緑化推進に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(掛川市生涯学習まちづくり土地条例の一部改正)

2 掛川市生涯学習まちづくり土地条例（平成17年掛川市条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>企画政策部</u> において処理する。	(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>市民協働部</u> において処理する。

(掛川市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

3 掛川市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成17年掛川市条例第214号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつて

は「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第16条 委員会の庶務は、 <u>企画政策部</u> において処理する。	(庶務) 第16条 委員会の庶務は、 <u>都市建設部</u> において処理する。

(掛川市男女共同参画条例の一部改正)

4 掛川市男女共同参画条例（平成18年掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第21条 審議会の庶務は、 <u>企画政策部</u> において処理する。	(庶務) 第21条 審議会の庶務は、 <u>市民協働部</u> において処理する。